

瑞浪市空家等対策協議会設置条例

平成 27 年 12 月 22 日条例第 38 号
改正 令和 5 年 12 月 22 日条例第 35 号

(設置)

第 1 条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定に基づき、瑞浪市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、法第 7 条第 1 項に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行う。

2 協議会は、前項に定めるもののほか、空家等の施策に関する重要な事項について協議を行う。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 12 人以内で組織する。

2 委員は、市長のほか、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 公共的団体の代表
- (4) その他市長が必要があると認める者

3 市長は、あらかじめ指名する者を、市長代理の委員とすることができる。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長を務める。ただし、委員委嘱後最初に開かれる会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 協議会の庶務は、都市計画課において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 12 月 22 日条例第 35 号）

この条例は、公布の日から施行する。